

# 投資信託説明書

## 交付目論見書

2010.8.25

# Wブル・ 香港株オープン

追加型投信/海外/株式/特殊型(ブル・ベア型)

商品分類				属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型 (ブル・ベア型)	その他資産 (株価指数先物取引)	年1回	日本 アジア	あり (フルヘッジ)	ブル・ベア型

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。  
《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

委託会社 **新光投信株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第339号

設立年月日 昭和36年6月14日

資本金 45億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆7,149億円(平成22年6月末現在)

受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社** [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

**ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。**

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『Wブル・香港株オープン』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年8月24日に関東財務局長に提出しており、平成22年8月25日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

**新光投信株式会社**

ホームページアドレス <http://www.shinkotoushin.co.jp/>

ヘルプデスク **0120-104-694**(フリーダイヤル) 受付時間は営業日の午前9時~午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## <ファンドの目的>

■主として香港の株価指数を対象とした先物取引(以下「香港の株価指数先物取引」といいます。)を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きが香港の株式市場の値動き(現地通貨ベース)に対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

## <ファンドの特色>

■主として香港の株価指数先物取引を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きが香港の株式市場の値動き(現地通貨ベース)に対して概ね2倍程度となることを目指して運用を行います。

◆内外の短期公社債ならびに金融商品に投資するとともに、香港の株価指数先物取引の買い建てを行います。なお、香港市場上場の株式、または、香港株式市場を対象とした投資信託証券(以下「香港の株式等」といいます。)を組み入れる場合があります。

◆香港の株価指数先物取引の買建額と香港の株式等の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。

◆設定金額と換金金額の差額相当分については、対応する数量の株価指数先物取引の売買を、当該申し込みのあった当日に行なうことを原則とします。ただし、設定超過額が純資産総額の50%以上になると判断されるときは、この限りではありません。この場合、日々の基準価額の値動きが香港の株式市場の値動き(現地通貨ベース)の2倍程度とならない可能性が高くなります。

■対象とする株価指数および利用する株価指数先物取引の種類に関しては、市場動向などの変化に対応し流動性や効率性などを考慮して決定します。当面は、主として香港市場上場のハンセン指数を対象とした先物取引を利用します。

■実質的な外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

◆ただし、為替ヘッジにより為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、基準価額が為替変動による影響を受ける場合があります。

当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの異常な取引状況、その他取引所の売買停止などのやむを得ない事情などによって、上記のような運用ができない場合、または委託会社の判断により上記のような運用を行わない場合があります。

結果として当ファンドは、日々の基準価額の値動きが香港の株式市場の値動き(現地通貨ベース)に対して概ね2倍程度とならない場合があります。当ファンドは香港の株式市場の概ね2倍程度の値動き(現地通貨ベース)をすることや、一定の投資成果を保証するものではありません。

## 追加的記載事項

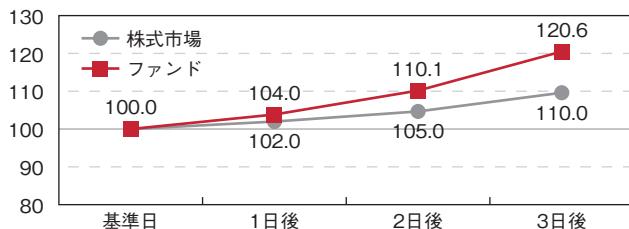
### 基準価額の変動について

Q1: 基準価額の値動きは香港の株式市場の値動き(現地通貨ベース)に対して常に概ね2倍程度となるのですか。

A1: 基準価額の値動きが株式市場の値動きの概ね2倍程度となるのは前日と比較した場合です。前日との比較において概ね2倍程度となることを目指して運用を行いますが、2日以上離れた日と比較した場合、概ね2倍程度の投資成果が得られるわけではありません。また、株式市場が上昇・下落をした場合には、一方向に上昇または下落した場合よりも低い投資成果となっています。

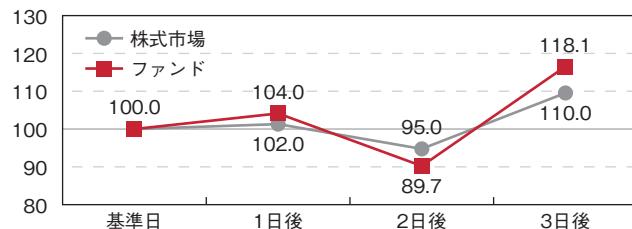
#### 株式市場が一方向に上昇した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後	
株式市場	100.0	102.0	105.0	110.0	
ファンド	100.0	104.0	110.1	120.6	
前日との騰落率比較	株式市場(A)	—	2.0%	2.9%	4.8%
	ファンド(B)	—	4.0%	5.9%	9.5%
	倍率(B/A)	—	2.0	2.0	2.0
基準日との騰落率比較	株式市場(C)	—	2.0%	5.0%	10.0%
	ファンド(D)	—	4.0%	10.1%	20.6%
	倍率(D/C)	—	2.0	2.0	2.1



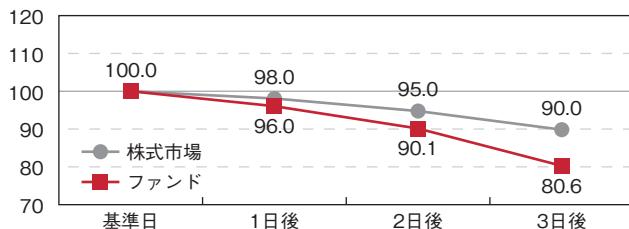
#### 株式市場が上昇・下落後に上昇した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後	
株式市場	100.0	102.0	95.0	110.0	
ファンド	100.0	104.0	89.7	118.1	
前日との騰落率比較	株式市場(A)	—	2.0%	-6.9%	15.8%
	ファンド(B)	—	4.0%	-13.7%	31.6%
	倍率(B/A)	—	2.0	2.0	2.0
基準日との騰落率比較	株式市場(C)	—	2.0%	-5.0%	10.0%
	ファンド(D)	—	4.0%	-10.3%	18.1%
	倍率(D/C)	—	2.0	2.1	1.8



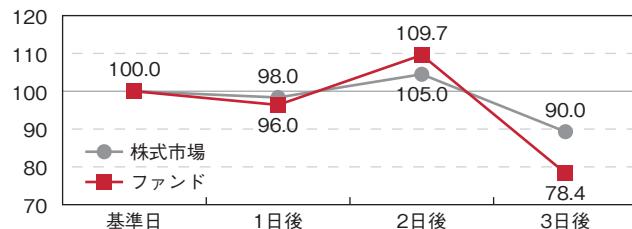
#### 株式市場が一方向に下落した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後	
株式市場	100.0	98.0	95.0	90.0	
ファンド	100.0	96.0	90.1	80.6	
前日との騰落率比較	株式市場(A)	—	-2.0%	-3.1%	-5.3%
	ファンド(B)	—	-4.0%	-6.1%	-10.5%
	倍率(B/A)	—	2.0	2.0	2.0
基準日との騰落率比較	株式市場(C)	—	-2.0%	-5.0%	-10.0%
	ファンド(D)	—	-4.0%	-9.9%	-19.4%
	倍率(D/C)	—	2.0	2.0	1.9



#### 株式市場が下落・上昇後に下落した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後	
株式市場	100.0	98.0	105.0	90.0	
ファンド	100.0	96.0	109.7	78.4	
前日との騰落率比較	株式市場(A)	—	-2.0%	7.1%	-14.3%
	ファンド(B)	—	-4.0%	14.3%	-28.6%
	倍率(B/A)	—	2.0	2.0	2.0
基準日との騰落率比較	株式市場(C)	—	-2.0%	5.0%	-10.0%
	ファンド(D)	—	-4.0%	9.7%	-21.6%
	倍率(D/C)	—	2.0	1.9	2.2



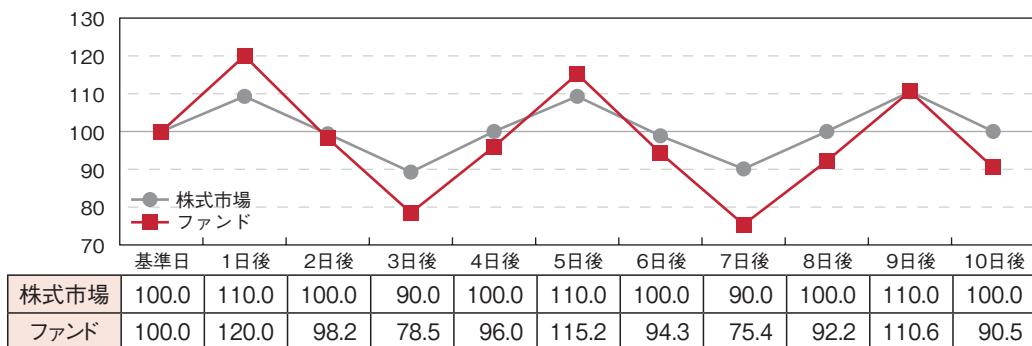
※上記の数値は小数第2位を四捨五入しています。

※上記各表およびグラフは、株式市場の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係をわかり易く説明するために例示およびイメージ化したものであり、株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

Q2: 香港の株式市場の動き方によって、基準価額の動き方や水準はどのようにになりますか。

A2: 株式市場が上昇・下落を繰り返して元の水準に戻ったとしても、ファンドの基準価額は元に戻らず、基準価額の水準が押し下げられます。このように株式市場が上昇・下落を繰り返して動く場合、ファンドにとってマイナス要因となります。結果として、株式市場が上昇と下落を長期間繰り返した後に元の水準へ戻る場合、または元の水準より高くなった場合においても、基準価額は元の水準より低くなることがあります。



※左記表およびグラフは、株式市場の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証するものではありません。

## 投資におけるリスク・留意点

- ◆当ファンドは、日々の基準価額の値動きが香港の株式市場の値動き（現地通貨ベース）の「概ね2倍程度」となることをを目指して運用するため、株価指数先物取引を積極的に活用します。したがって、日々の基準価額が非常に大きく変動する性質があります。
- ◆当ファンドは、日々の基準価額の値動きが香港の株式市場の値動き（現地通貨ベース）の「概ね2倍程度」となることをを目指しており、2日以上の期間の値動きに対しては「概ね2倍程度」となりません（前述Q1参照）。また、当ファンドは香港の株式市場との連動を目指すインデックスファンドではありません。
- ◆当ファンドの基準価額は、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合、時間の経過とともに押し下げられる傾向があります。株式市場が上昇と下落を繰り返しながら推移した場合、一定期間後に株式市場が同じ水準になったとしても、基準価額は元の水準に戻らない可能性があります（前述Q2参照）。
- ◆当ファンドは、以下の要因などにより日々の基準価額の値動きが香港の株式市場の値動き（現地通貨ベース）の「概ね2倍程度」とならない場合があります（下記以外にも「概ね2倍程度」とならない要因があります。）。

1. 株価指数先物と株式市場の値動きが一致しない場合
2. 日々の追加設定・換金などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値に差が生じた場合
3. 株式市場の大幅な変動や急激な変動の場合、またそれにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合
4. 先物の限月<sup>(※1)</sup>交代に対応するロールオーバーコスト<sup>(※2)</sup>の発生
5. 追加設定、換金などにより運用資産に大幅な増減が生じる場合
6. ファンドの資産規模が少額のため株価指数先物取引の組入比率を適切に調整できない場合
7. 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料などのコスト負担の影響
8. 適切な為替ヘッジ比率の維持に困難が生じることによる影響および為替ヘッジコストの影響
9. 異常な価格変動時などにおいて、委託会社の判断により、一時的に株価指数先物取引の買建額を減じた場合

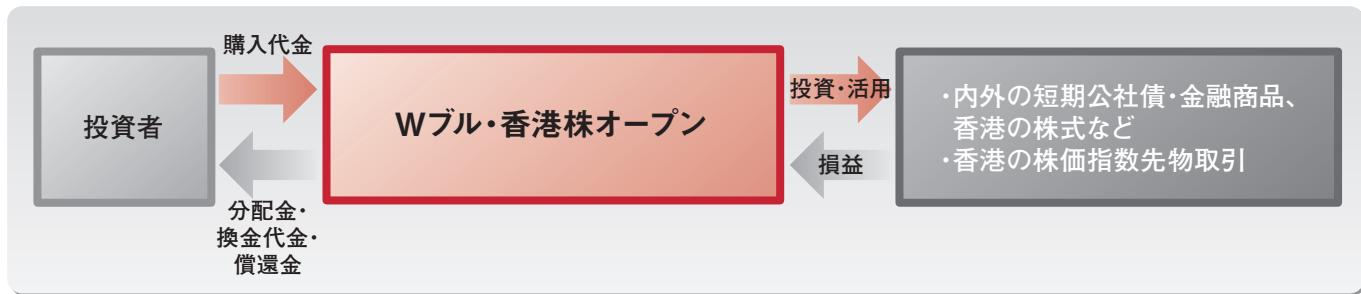
など

※1: 限月とは先物取引の期限が満了となる月をいいます。限月交代とは取引の中心となっている限月が次の限月に入れ替わることです。

※2: ロールオーバーコストとは、保有する先物取引を次の限月に乗り換えるため決済する一方、新たな先物取引を行う（ロールオーバーする）ことで発生するコストをいいます。当ファンドについてはロールオーバーを毎月行わなければならないため、こうした影響がより大きなものになると想定されます。

## ファンドの仕組み

■当ファンドは内外の短期公社債・金融商品、香港の株式などに直接投資を行います。また、香港の株価指数先物取引を積極的に活用します。



## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブの使用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

■原則として、年1回（毎年5月22日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設げず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

## <基準価額の変動要因>

■当ファンドは、値動きのある有価証券などに投資し、香港の株価指数先物取引を積極的に活用しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、当ファンドへの投資により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。 当ファンドは、香港の株価指数先物取引の買い建てを積極的に活用しますので、香港の株式市場が下落した場合は、当ファンドの基準価額が大きく下落します。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 なお、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合、外貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。外貨よりも円の金利が低い場合は、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

## <リスク管理体制>

◆委託会社において、リスク管理に関する委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

パフォーマンスの分析・管理	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

# 運用実績

2010年6月30日 現在

## <基準価額・純資産の推移>

2009年7月10日～2010年6月30日



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## <分配の推移>

2010年5月	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。

※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

## <主要な資産の状況>

### 資産配分

資産	純資産比率
債券現物	45.81%
その他資産	54.18%
合計	100.00%
株式先物	203.16%

### 組入上位5銘柄

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第98回国庫短期証券	2010/07/05	0.000%	36.65%
第107回国庫短期証券	2010/08/16	0.000%	9.16%

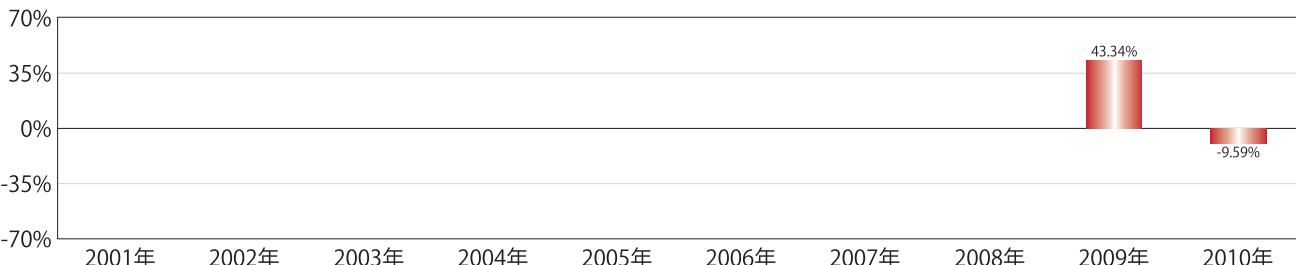
組入銘柄数:2銘柄

### 株式先物の状況

銘柄名	買建・売建	純資産比率
HANG SENG	買建	188.22%
MINI-HANG SENG	買建	14.93%

## <年間收益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。

※当ファンドにはベンチマークがありません。

※2009年については、設定時から12月末までの收益率を記載しています。

※2010年については、年初から6月末までの收益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

## <お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時(香港証券取引所が半日立会日の場合は午前10時)以前で販売会社が定める申込締切時間までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。
購入の申込期間	平成22年8月25日から平成23年8月23日まで ※申込期間は終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	当ファンドが行う香港の株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて次の事象が発生したとき、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。 ・当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会 <sup>(注)</sup> が行わらないときもしくは停止されたとき ・当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会 <sup>(注)</sup> 終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき (注)半日立会日においては、午前立会。
信託期間	平成25年5月22日まで(平成21年7月10日設定)
線上償還	受益権の総口数が5億口を下回った場合、当ファンドを償還することが投資者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには線上償還することができます。
決算日	毎年5月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。
信託金の限度額	500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
購入・換金の非受付日	以下に定める日には、購入・換金のお申し込みの受付を行いません。 ・香港証券取引所の休業日 ・日本が休日かつ香港証券取引所が休業でない日の前営業日

## <ファンドの費用・税金>

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%(税込)を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.945%(税込)を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。
その他の費用・手数料	上記以外にファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産の保管ならびに先物取引・オプション取引などに要する費用を、その都度、投資信託財産が負担します。 「その他の費用・手数料」については、定時に見直されるものや売買条件などに応じて異なるものがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

### <運用管理費用(信託報酬)の配分>

	信託報酬(対純資産総額・年率)
委託会社	0.525%(税込)
販売会社	0.315%(税込)
受託会社	0.105%(税込)

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成22年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。